神戸電鉄株式会社

IC 証票乗車券取扱規則 目次

第1章 総 則

第1条	目的	1
第2条	用語の意義	1
第3条	適用範囲	2
第4条	契約の成立時期および適用規定	2
第5条	規則等の変更	2
第6条	旅客の同意	2
第7条	取扱区間	3
第8条	制限または停止 ······	3
第9条	使用方法	3
第10条	制限事項等	3
第11条	所有権	4
第12条	種類および様式等	4
第13条	チャージ等	4
第14条	利用履歴の確認	5
第2章 IC	証票普通券	
第15条	運賃の収受	5
第16条	ポストペイ	5
第17条	割引サービスの制限または停止	6
第18条	当社の免責事項	6
第19条	効力	6
第20条	無効となる場合等	7
第20条の2	2 使用停止	7
第21条	不正乗車等の場合の旅客運賃・増運賃の収受等	7
第22条	紛失再発行	8
第23条	障害再発行	8
第24条	任意による旅行中止	8
第25条	列車運行不能時の手続き	8

IC 証票乗車券取扱規則 目次

第3章 IC 証票定期券

第26条	発売	9
第27条	運賃の収受	9
第28条	 再 字	9
第29条	効力	9
第30条	無効となる場合 ······	9
第31条	不正乗車等に対する旅客運賃・増運賃の収受等	10
第32条	紛失再発行	10
第33条	障害再発行	11
第34条	払いもどし	11
第35条	同一駅で出場する場合の取扱方	11
第36条	列車運行不能時の取扱い	12
附則		
旅客の輸送	契約条件の変更	12

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、神戸電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)線内で利用可能なICチップを搭載した電子式証票を媒体とした乗車券(以下「IC証票乗車券」といいます。) による当社線の旅客の運送等について合理的な手続きを定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(用語の意義)

- 第2条 この規則に掲げる主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。
 - (1) 「社線」とは、当社の経営する第1種鉄道事業路線をいいます。
 - (2) 「自動改札機」とは、IC 証票乗車券の改札等を行う装置をいいます。
 - (3) 「係員処理端末」とは、IC 証票乗車券内情報の書換え、利用履歴の印字等を行う装置 をいいます。
 - (4) 「ストアードフェア(以下「SF」といいます。)」とは、IC 証票乗車券に記録される 金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。
 - (5) 「ポストペイ」とは、当社が提供する旅客運賃後払い等のサービスをいいます。
 - (6) 「IC 証票普通券」とは、ストアードフェア機能のみ、またはポストペイとストアードフェアの両方の機能を持つ IC 証票乗車券をいいます。
 - (7) 「IC 証票定期券」とは、IC 証票乗車券を媒体として、定期券機能を付加したものをいいます。
 - (8) 「チャージ」とは、IC 証票乗車券に入金して SF を積み増しすることをいいます。
 - (9) 「オートチャージ」とは、IC 証票乗車券の SF 残額が一定額以下になった場合、自動的 に一定額をチャージすることをいいます。
 - ただし、IC 証票定期券については、有効区間内でのオートチャージはできません。
 - (10) 「共通利用線内」とは、連絡運輸機関の社局のうち、IC 証票乗車券の利用が可能な全線・ 全駅相互間をいいます。
 - (11) 「ICOCA 乗車券」とは、西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」といいます。) が発行し、JR西日本、当社等が発売する IC 証票乗車券を媒体とした乗車券をいいます。
 - (12) 「モバイルデバイスの ICOCA」とは、JR 西日本が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用する、SF 機能のみまたは SF 機能に定期券機能を付加した ICOCA 乗車券で、JR 西日本がサービス内容及び利用条件等を別に約定したものをいいます。
 - (13) 「特別書房|用 IC カード」とは、株式会社スルッと KANSAI が発行する「第1種身体障がい者・介護者、および第1種知的障がい者・介護者用特別書房| IC カード」をいいます。
 - (14) 「本人用カード」とは、別に定める第1種身体障害者または第1種知的障害者が使用

可能な特別割引用IC カードをいいます。また「介護者用カード」とは、本人用カードで 乗車する際に介護者として同行する旅客のみが使用可能な特別割引用 IC カードをいい ます。

(15) 「リファレンスペーパー」とは、IC 証票乗車券に付随し、その情報を記した帳票をいいます。 (注)「リファレンス」と「レファレンス」は同義として取扱います。

(適用範囲)

- 第3条 IC 証票乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めによります。
 - 2 ICOCA 乗車券の取扱いについては、この規則によるほか当社が別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」(以下「ICOCA 規則」といいます。)の定めによります。
 - 3 この規則ならびにICOCA規則に定めていない事項については、別に定めるところによります。
 - (注) 別に定めるものの主なものには旅客営業規則(以下「規則」といいます。)、 旅客営業取扱基準規程(以下「規程」といいます。)、IC 証票乗車券取扱基準規程(以下 「IC 規程」といいます。)、身体障害者・知的障害者・精神障害者旅客運賃割引規則(以下「障害者規則」といいます。)、(㈱スルッと KANSAI が定めるもの等があります。
 - 4 IC 証票乗車券による共通利用線内のうち当社線以外の輸送等については、当該社局の営業規則等の定めによります。

(契約の成立時期および適用規定)

- 第4条 IC 証票乗車券による旅客の運送等の契約は、入場時に自動改札機により改札を受けた時に成立します。ただし、相互直通運転等における接続駅を経由して、当社線以外から乗車する場合は、乗車した列車が当該接続駅をこえて当社線に乗り入れた時点もしくは、旅客が当該接続駅で列車を乗り換えて当社線の列車に乗車した時点をもって、入場したものとみなし、運送等の契約が成立します。
 - 2 前項の規定によって契約の成立した時以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、 すべてその契約の成立した時の規定によります。
 - 3 IC 定期券による旅客との運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の定期旅客運賃を支払い、当該 IC 証票乗車券に定期券情報を搭載 し IC 証票定期券として交付を受けた時に成立します。

(規則等の変更)

第5条 この規則およびこれに基づいて定められた規程は、予告なしに変更されることがあります。

(旅客の同意)

- **第6条** 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意した ものとします。
 - 2 旅客は、IC 証票乗車券の購入の際に当社が取得した個人情報を、本人確認や必要な連絡

をさせていただくために他社局に提供することを承認し、かつこれに同意したものとします。

3 IC 証票の紛失、盗難、詐取、横領、旅客の錯誤等があったときにおいて、当該 IC 証票の 使用等で生じた損害について、当社はその責を負いません。

(取扱区間)

第7条 IC 証票乗車券の取扱いをする区間は、当社線全線および共通利用線内とします。

(制限または停止)

第8条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、IC 証票乗車券の乗車区間、 乗車経路、乗車方法を制限することがあります。

(使用方法)

- 第9条 IC 証票乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札を受けて入場し、同一の IC 証票乗車券により自動改札機による改札を受けて出場しなければなりません。
 - 2 前項によるほか、特別割引用ICカードにあっては、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 本人用カードは記名人本人が本人の介護者用カードを使用する介護者とともに乗車する場合に限り、使用することができます。ただし、片道1回の乗車で、乗車区間が当社線および連絡線(JR 西日本との連絡運輸を除く)にわたって延べ101km以上のときは、介護者の同行を必要としません。
 - (2) 介護者用カードは、介護者が記名人本人の介護者用カードを使用し、本人用カードを使用する記名人本人を介護する目的で乗車区間が同一で同時に乗車する場合に限り、使用することができます。
 - (3) 第1種身体障害者または第1種知的障害者が重いすを使用するときは、介護者を2名まで同行させることができます。この場合、介護者用カードを使用しない介護者は、普通乗車券で同行するものとします。
 - 3 前項の定めにより本人用カードを使用して乗車する第1種身体障害者または第1種知的 障害者は、身体障害者手帳または療育手帳を携帯し、係員の請求があったときは、いつで も呈示しなければなりません。
 - 4 リファレンスペーパーが付随する IC 証票乗車券を使用する場合は、リファレンスペーパーを常に携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。

(制阻事項等)

- 第10条 1回の乗車につき、2枚以上のIC 証票乗車券を同時に使用することはできません。
 - 2 入場時に使用した IC 証票乗車券を、出場時に使用しなかった場合は、当該 IC 証票乗車券で再び入場することはできません。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC 証票乗車券のポストペイ機能は使用する ことができません。
 - (1) IC 証票乗車券の発行会社が別に定める利用枠を超えたとき。

- (2) IC 証票乗車券の発行会社が別に定める使用制限または停止を行ったとき。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、IC 証票乗車券は直接自動改札機で使用する ことができません。
- (1) SF 機能のみを持つ IC 証票乗車券により入場する際に SF 残額が 10 円に満たないとき。
- (2) SF機能のみを持つIC 証票乗車券により出場する際にSF 残額が減額する運賃相当額 に満たないとき。
- (3) IC 証票乗車券の破損、自動改札機の故障または停電により自動改札機による IC 証票 乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。
- 5 記名式 IC 証票乗車券は、その表面表示事項が不明となったときは、使用することができません。なお、モバイルデバイスの ICOCA については、「券面」を、「携帯情報端末の画面に表示されるモバイルデバイスの ICOCA 券面」と読み替えるものとします。
- 5の2 モバイルデバイスの ICOCA は、当該 ICOCA 乗車券に記名人として登録された JR 西日本が別に約定するモバイル規約等に定める WESTER 会員本人に限り使用できます (ただし、ウォレット上での所定の操作により新規発行された会員登録のないモバイルデバイスの ICOCA に限っては、無記名式の IC 証票普通券として使用できます)。
- 5の3 モバイルデバイスの ICOCA のうち、同一の口座により管理された腕時計に対して、所定の操作を行なうことにより、当該腕時計をモバイルデバイスの ICOCA として移し替えて使用することができますが、当該腕時計がモバイルデバイスを管理するシステムで管理できる状態である場合に限ります。
- 6 乗車以外の目的で、駅に入場することはできません。
- 7 他の乗車券と併用して使用することはできません。また、当社線以外とまたがる乗車であって、他の乗車券が接続駅まで有効なものであっても併用して使用することはできません。
- 8 有効期限の定めのある IC 証票乗車券は、その有効期限を超えて使用することはできません。
- 9 偽造、変造または不正に作成された IC 証票乗車券を使用することはできません。

(所有権)

- 第11条 IC 証票乗車券の所有権は、IC 証票乗車券の発行会社が別に定める場合を除き、当該 IC 証票乗車券の発行会社に帰属します。
 - 2 IC 証票乗車券が不要となったとき、およびその IC 証票乗車券を使用する資格を失ったときの取扱いは、当該 IC 証票乗車券の発行会社が別に定めるところによります。

(種類および様式等)

第12条 当社線で有効なIC 証票乗車券の種類および様式等は別に定めるとおりとします。

(チャージ等)

- 第13条 IC 証票乗車券は、自動精算機等によりチャージすることができます。
 - 2 ポストペイ機能を持つIC 証票乗車券は、当該IC 証票乗車券の発行会社に申し込むことにより、自動改札機によりオートチャージすることができます。

追 2・追16・追18・追20・

- 3 IC 証票乗車券には、別に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、 1 枚あたりの SF 残額は20.000 円を超えることはできません。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、チャージできません。
 - (1) 携帯情報端末を媒体とした IC 証票
 - (2) モバイルデバイスの ICOCA

(利用履歴の確認)

- **第14条** 旅客は、IC 証票乗車券の利用履歴を別に定める箇所に申し出ることにより、次の各号に定めるとおり確認することができます。
 - (1) 利用履歴の内容は、IC 証票乗車券を使用して自動改札機により入出場を行った場合 の取扱年月日、取扱箇所および SF の取扱金額とします。
 - (2) 利用履歴は、IC 証票乗車券に記録されている最近の利用履歴から 20 件までさかのぼって印字し、確認することができます。
 - (3) 前号の利用履歴のほか、ポストペイ機能を持つ IC 証票乗車券にあっては、別に定める箇所に利用履歴の確認を申し出ることにより、利用確認日が属する月の前月から起算して、過去15か月以内の利用履歴の明細(以下「利用明細」といいます。)を1ヶ月ごとに印字し、確認することができます。
 - 2 第1項第2号の利用履歴および前号の利用明細の印字様式は、別に定めるところによります。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用履歴の確認はできません。
 - (1) 出場処理がされていない利用履歴
 - (2) 第9条の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴
 - (3) 携帯情報端末を媒体とした IC 証票
 - (4) モバイルデバイスの ICOCA

第2章 IC 証票普通券

(運賃の収受)

- 第15条 IC 証票普通券を第9条の規定により使用する場合は、出場時に IC 証票普通券から当該乗車区間の片道普通旅客運賃相当額を収受します。この場合、小児用の IC 証票普通券にあっては小児の片道普通旅客運賃相当額を、その他の IC 証票普通券にあっては大人の片道普通旅客運賃相当額を収受します。
 - 2 前項の規定にかかわらず、特別割引用 IC カードについては、身体障害者・知的障害者旅客運賃割引規則に定める割引率を適用した運賃を収受します。
 - 3 ポストペイと SF の機能を兼ね備える IC 証票普通券にあっては、ポストペイ機能を 優先します。

(ポストペイ)

- 第16条 ポストペイ機能を持つIC 証票普通券を第9条の規定により使用する場合は、月初めから月末までの1ヶ月間(以下「利用月」といいます。)の運賃を後払いすることができます。
 - 2 前項の規定によりポストペイ機能を使用して運賃を後払いする場合は、割引サービス

の適用を受けることができるものとし、その割引サービスの種類および適用条件は、次 の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用回数割引
 - ア 運 賃 片道普通旅客運賃の1割を割り引きます。
 - イ 適用条件 利用月における同一運賃区間の乗車回数が 10 回を超えた場合、その 超えた乗車に適用します。
- (2) その他の割引

ア 運 賃 片道普通旅客運賃を、当社がその都度定める運賃に割り引きします。

- イ 適用条件 当社がその都度定める条件により乗車したときに適用します。
 - 3 前項の規定によらない乗車については、当該乗車区間の片道普通旅客運賃を適用します。
 - **4** 第2項の規定により計算した運賃において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて1円単位とした額とします。
 - 5 割引ごとの利用月の運賃において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて1円単位とした額とします。
 - 6 利用月の運賃については、当該 IC 証票普通券の発行会社または当該 IC 証票普通券の 発行会社が業務を委託する会社が旅客に請求します。

(割引サービスの制限または停止)

第17条 前条の運賃計算を行うコンピュータシステムの異常、通信事業者の通信設備の異常等 により割引サービスが円滑に提供できないと判断したときは、前条に定める割引サービ スを制限または停止することがあります。

(当社の免責事項)

- **第18条** 前条の制限または停止により、旅客が希望する割引サービスを提供できない場合であっても、当社はその責を負いません。
 - **2** 第9条第2項および第20条、第20条の2により、特別割引用 IC カードが使用できず、第15条第2項に規定する運賃の割引が適用されない場合でも当社はその責を負いません。

(外力)

- 第19条 第9条の規定により使用する場合のIC 証票普通券の効力は、次の各号に定めるとおり とします。
 - (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとします。この場合、記名式IC 証票普通券にあっては、1枚をもって記名された本人、無記名式IC 証票普通券にあっては1枚をもって大人1人(小児用の無記名式IC 証票普通券にあっては1枚をもって小児1人)に限るものとします。ただし、無記名式IC 証票普通券から大人の片道普通旅客運賃相当額を収受することを承諾して使用する場合には、小児1人が使用することができます。

- (2) 入場後は当日に限り有効とします。ただし、終夜運転実施時は、翌日の営業終了まで 有効とします。
- (3) 途中下車の扱いは行いません。

(無効となる場合等)

第20条 IC 証票普通券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- (1) 旅行開始後のIC 証票普通券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (3) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 前項によるほか、記名式 IC 証票普通券にあっては、次の各号のいずれかに該当する 場合は無効とし、当該 IC 証票乗車券を回収(携帯情報端末等を媒体とした IC 証票及び モバイルデバイスの ICOCA を除く)します。この場合、デポジットは返却しません。
- (1) 記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった IC 証票普通券を使用したとき
- (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って入出した IC 証票普通券を使用したとき
- (4) 券面表示事項を塗り消し、または改変して使用したとき
- 3 偽造、変造または不正に作成された IC 証票普通券を使用した場合は、前各項の規定 を準用します。
- 4 前各項によるほか、特別割引用 IC カードにあっては、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とし回収します。
- (1) 介護者用カードを本人用カードと同時かつ同一区間以外で使用した場合
- (2) 第9条第2項第1号ただし書き以外の乗車で、本人用カードを介護者用カードと同時かつ同一区間で使用しなかった場合
- 5 前項の規定により、本人用カードを回収した場合、本人の介護者用カードを無効として回収します。また、介護者用カードを無効として回収した場合、記名人の本人用カードを無効として回収します。
- 6 前各項により IC 証票普通券を無効とし回収する場合は、IC 証票普通券に付加された 他社の乗車券は無効となります。

(使用停止)

- 第20条の2 第20条第4項に該当する事案が判明した場合、特別割引用ICカードにおいては 使用を停止することがあります。
 - 2 前項の規定による使用停止に際し、本人用カードの使用者に対して、特別害引用 IC カード発行事業者から情報を得て告知する場合があります。
 - 3 第1項の規定による使用停止に対し、当社はその責を負いません。

(不正乗車等の場合の旅客運賃・増運賃の収受等)

第21条 前条の規定に該当する場合は、IC 証票普通券所持者から乗車区間の片道普通運賃と、 その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- 2 前項の規定によって旅客運賃・増運賃を収受する場合で、IC 証票普通券所持者の旅行 開始駅が判明しない場合は、規則第122条を準用して、乗車列車(その列車に接続する列車に乗車してきたことが明らかな場合は、その接続列車)の出発駅から乗車したものとみなして、乗車運賃・増運賃を収受します。
- 3 前各号の規定にかかわらず、特別の理由があって、別段支障がないと認められる場合は、増運賃の減免等をすることができます。

(紛失再発行)

- 第22条 IC 証票普通券の盗難または紛失等による再発行については、当該 IC 証票普通券の発行会社が別に定めるところによります。
 - 2 前項により紛失した IC 証票普通券の使用不可処理が完了するまでの間に当該 IC 証票普通券のポストペイ機能の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責を 負いません。

(障害再発行)

第23条 ポストペイ機能を持つIC 証票普通券の破損等によってIC 証票普通券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、旅客が所定の依頼書に必要事項を記入して再発行する箇所に提出したときは、当該IC 証票普通券の再発行を行います。

(任意による旅行中止)

- 第24条 旅客は、IC 証票普通券を使用して入場した後、途中駅で旅行を中止して旅行開始駅から出場しようとする場合は、途中駅までの往復運賃を現金で支払い、IC 証票普通券発駅情報の消去処理を受けなければなりません。
 - 2 旅客は、IC 証票普通券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、IC 証票普通券発駅情報の消去処理を受けなければならない場合があります。

(列車運行不能時の手続き)

- 第25条 旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客は次 の各号のいずれかの手続きを選択したうえ、当該手続きを請求できます。
 - (1) 旅行開始駅まで無賃送還する場合 乗車時のIC 証票普通券に記録した発駅情報の消去処理を旅行開始駅で行います。
 - (2) 旅行開始駅に至る途中駅まで送還する場合 旅行開始駅から途中駅までの普通運賃相当額を IC 証票普通券から収受します。
 - (3) 不通区間を別の手段で旅行する場合 運行不能となった区間について、旅客が当社線以外での手段で旅行を希望する場合は、 旅行開始駅から当社線による旅行中止駅までの普通運賃相当額を IC 証票普通券から収 受します。

第3章 IC 証票定期券

(発売)

第26条 IC 証票定期券の購入の申し出があったときは、規則第27条に定める通勤定期乗車券、同第28条に定める通学定期乗車券を、当社線において有効なポストペイ機能を有するIC 証票乗車券を媒体として発売します。

なお、小児用の定期乗車券の購入の申し出があったときは、当該小児が 12 才となる 年度の 3 月 31 日までの間、使用することができる IC 証票乗車券を媒体として発売します。これらの定期旅客運賃は、現金によるほか当該 IC 証票乗車券により後払いすることもできます。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則第28条第5項に定める実習用通学定期乗車券および 身体障害者・知的障害者・精神障害者運賃割引規則第7条に規定する定期乗車券は発売 しません。
- 3 旅客は IC 証票定期券の購入に際して、氏名・生年月日・電話番号およびその他の必要事項を定期券購入申込書に記入し、提出しなければなりません。
- 4 ICOCA 定期券については、ICOCA 規則に定めるところによります。

(運賃の収受)

- 第27条 IC 証票定期券券面表示の有効期間内にあって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は規則第112条に定める別途乗車として取扱い、別途乗車区間の片道普通旅客運賃相当額を収受します。この場合、小児用 IC 証票定期券にあっては小児の片道普通旅客運賃相当額を、その他の IC 証票定期券にあっては、大人の片道普通旅客運賃相当額を収受します。
 - 2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、第 16 条の 規定を準用することがあります。
 - 3 IC 証票定期券を券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は、第16条の規定を準用します。

(再印字)

第28条 定期乗車券の表示事項が不明となった IC 証票定期券(記名人の氏名・生年月日・電話番号等の情報が当社のシステムで確認できるものに限ります。)は、これを IC 証票定期乗車券の発売箇所に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第29条 IC 証票定期券は、記名人のみが使用することができます。

(無効となる場合)

- 第30条 IC 証票定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とします。
 - (1) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合

- (2) 記名人以外の者が使用した場合
- (3) 券面表示事項が不明となった IC 証票定期券を使用した場合
- (4) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入した IC 証票定期券を使用した場合
- (5) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (6) IC 証票定期券により通学定期乗車券を使用する場合であって、旅客がその使用資格 を失った後に使用した場合
- (7) IC 証票定期券により通学定期乗車券を使用する場合であって、旅客が規則第85条の 規定による生徒証を携帯していない場合
- (8) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 偽造・変造または不正に作成された IC 証票定期券を使用した場合は、前項の規定を 準用します。
- **3** 第1項および前項の規定により無効とした場合は、当該 IC 証票定期券を回収 (携帯情報端末等を媒体とした IC 証票及びモバイルデバイスの ICOCA を除く) します。この場合、デポジットは返却しません。
- 4 前項により IC 証票定期券を無効とし回収する場合は、IC 証票定期券に付加された他 社の乗車券は無効となります。

(不正乗車等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

- 第31条 前条第1項の規定により、IC 証票定期券を無効とした場合(同条第2項において準用する場合を含みます。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。
 - (1) 前条第1項第1号・第7号および第8号に該当する場合は、規則第121条第1項第3 号をそれぞれ進用して計算した普诵旅客運賃
 - (2) 前条第1項第2号から6号までに該当する場合は、規則第121条第1項第1号をそれ ぞれ準用して計算した普通旅客運賃
 - 2 前条第2項により無効として取扱う場合であって、IC 証票定期券に記録されたデータ の偽造、変造を伴う場合は、当該データの内容をもって券面表示内容として取り扱うこ とがあります。

(紛失再発行)

- 第32条 IC 証票定期券の盗難または紛失等による再発行については、当該 IC 証票定期券の発行会社が別に定めるところによります。
 - 2 IC 証票定期券を紛失した場合であって、別に定める申込書を IC 証票定期券の紛失再発行を行う箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した IC 証票定期券の定期乗車券機能を磁気定期券により再発行します。
 - (1) 申込書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 I C証票定期券の記名人本人(小児用 IC 証票定期券にあっては、記名人本人または親権 者)であることを証明できること

- (2) 記名人の氏名・生年月日・電話番号等の情報が当社のシステムで確認できること
- (3) 再発行を行う前に取扱区間の IC 証票定期券の処理を行う機器に対して、当該 IC 証 票定期券の使用不可処理が完了していること
- 3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する磁気定期券1枚につき紛失再発行手数料220円を収受します。
- 4 第2項により再発行した磁気定期券を紛失した場合、当該磁気定期券の再発行は行いません。
- 5 紛失した IC 証票定期券の使用不可処理が完了するまでの間に、当該 IC 証票定期券の 払いもどしやポストペイ機能の使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責任 は負いません。

(隨害再発行)

第33条 IC 証票定期券の破損等によって IC 証票定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、旅客が当該 IC 証票定期券の発行会社が指定する申込書に IC 証票定期券対応の IC 証票乗車券を添えて、再発行を行う箇所に提出したときは、当該 IC 証票定期券の再発行を行います。

(払いもどし)

- 第34条 旅客は、IC 証票定期券(記名人の氏名・生年月日・電話番号等の情報が当社のシステムで確認できるものに限ります。)の定期乗車券機能が不要となった場合は、これを定期乗車券の払いもどしを行う箇所に提出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 証票定期券の記名人本人(小児用 IC 証票定期券にあっては、記名人本人または親権者)であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。
 - (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期 旅客運賃を払いもどします。
 - (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に 支払った定期旅客運賃から規則第130条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運 賃を差し引いた残額を払いもどします。
 - (3) 前各号により取り扱う場合は、手数料としてIC 証票定期券1枚につき220円を収受します。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

- 第35条 旅客は、IC 証票定期券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間(券面表示の有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。)の普通旅客運賃を現金で支払い、IC 証票定期券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。
 - 2 旅客が券面表示区間外の駅で、あるいは券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において、IC 証票定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で

出場する場合は、第24条第2項の規定に準じて取り扱います。

(列車運行不能時の取扱い)

- 第36条 IC 証票定期券を所持する旅客が、列車運行休止のため引き続き5日以上その乗車券が使用できなくなった場合の取扱いは、規則第142条によります。また、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合でIC 証票定期券の券面表示区間外を乗車する場合または券面表示の有効期間開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第25条の規定に準じて取り扱います。
 - 2 当社が不通区間に対して、振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによります。

附則

[旅客の輸送契約条件の変更]

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがあります。
- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。

この規則は、2025年1月19日より実施します。